

会 議 結 果 概 要

会 議 の 名 称	令和6年度 第2回 古河市障害者自立支援協議会
開 催 日 時	令和7年2月 20 日(木)午後2時 00 分～午後4時 37 分
開 催 場 所	古河市総和福祉センター「健康の駅」2階 視聴覚室1・2
出 席 者	(委 員)阿久津会長、今井副会長、大関委員、大高委員、落合委員 和田委員、関委員、稲葉委員、秋山委員、大村委員、塩畑委員 生沼委員、楠委員、千野委員、赤荻委員、金城委員、岡安委員 計 17 名 欠席:大木委員、岡澤委員 2名 (事務局)安田部長、小野里課長、塚原副参事、高橋課長補佐、伊藤課長補佐 吉原課長補佐、安川係長、中山係長 杉野所長、石田係長、奥園(基幹相談支援センター) 計 11 名 (その他)茨城県相談支援アドバイザー 筑峯学園相談支援事業所 武田所長
議 題	次第1 開会 次第2 会長あいさつ (阿久津会長) 次第3 議事 議事1 専門部会活動報告 ・障がい児支援専門部会 ・障がい者相談・就労支援専門部会 ・障がい者にやさしいまちづくり専門部会 議事2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業評価について 議事3 令和5年度優先調達実績及び令和6年度優先調達方針について 議事4 令和6年度障害者虐待相談報告について 議事5 令和6年度基幹相談支援センター事業報告について 議事6 その他 次第4 閉会
審 議 の 内 容	議事(1) 専門部会報告 【障がい児支援専門部会】(秋山委員) 古河市として現在できていること、また、今後できる事は何かについて話し合いを行った。今年度は市が主催するイベントでは、医療的ケア児も参加できるよう休憩スペースを設けてきたが、今後も部会として、来年度からさらに、何ができるかを部会のみんなで意見をまとめていきたいと思っている。 【障がい者相談・就労支援専門部会】(生沼委員) 「働くガイドブック」の見直しと更新を行い関係機関に周知した。また、優先調達パンフレット作成については年度内に作成予定している。 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステム、五霞町での障がい者に向けた企業説明会について報告があり、様々な情報を部会内で共有し、地域課題を模索しているところである。

【障がい者にやさしいまちづくり専門部会】(大村委員)

第4期古河市障害者計画に基づき、障がいのある方の移動、交通の部分が課題として、取り上げられているため、部会として検討してきた。筑波大学の学生に協力いただき「移動交通マップ」を作製しそのたたき台として、部会で協議した結果、より改良し良いマップを完成できるよう引き続き検討していきたい。

議事(2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業評価について

(事務局説明)

・評価から公表までの流れについて

(評価説明:ソーシャルインクルー(株))

・事業報告書の説明

・評価シート内容説明

(委員からの主な要望や質問、意見)

・計画相談については、同法人内のソーシャルインクルーで受けている方もいるようですが、利用者のほとんどが外部の相談支援事業所を利用しているということでしょうか？

→ソーシャルインクルーホーム古河中田については、3名がソーシャルインクルーの相談支援を利用している。その他の方が外部の相談支援事業所を利用している。(古河中田は20名中、13名が古河市。古河仁連は20名中、16名が古河市の事業所を利用している。)

・短期入所の利用状況については、定期的に予約をして利用している方がいるのか？

→定期的に利用されている方がいて2～3ヶ月前から予約を受け付けている。

・日用品費、高熱水費、食費の清算方法は？

→基本的に翌々月に清算し返金しているが、できない部分は、まとめて3月清算返金をしている。すべて、本社一括対応している。

・虐待等の権利侵害の防止についての質問として、新人の方への研修は行っているとのことだが、新人以外の方への研修を行っていることがあれば教えてほしい。

→虐待研修については会社の決まりがあり、1月と7月に虐待防止身体拘束等適正化委員会を開催している。

日中外部サービスを利用していない方がいるが、利用していない理由はあるか？

→本人が希望されていない。

(評価説明:株恵)

- ・事業報告書の説明
- ・評価シート内容説明

(委員からの主な要望や質問、意見)

- ・外部の相談支援事業所として、古河市の相談支援事業所はどのくらいの割合で利用されているか？

→旭町は全員、古河市内の相談支援事業所となっており、西牛谷は1名以外がすべて古河市内の相談支援事業所である。

- ・交流機会がないとのことだが、日中サービス支援型 GH は地域との交流が目的でもあるが、地域との交流がない理由は？

→地域の情報がなく、できていない状況であるが、今後交流を進めていきたい。

- ・地域生活支援拠点や児童の短期入所の受入れを積極的行っていただきありがとうございます。短期入所の状況は常に満床なのかどうか？

古河市の方が使える状況となっているのか？それとも空きがなく利用ができないのか？定期的に利用されている方がいるのか？

→旭町では短期入所されている方は固定で利用されている方もいる。また、緊急の受入れも対応をしている。短期入所は古河市の方が多い。ご相談いただければ対応できる状況。

- ・パンフレットを見ると一律で、日用品費 2,000 円、食費 27,000 円、光熱水費 12,000 円として徴収しているようであるが、実際に食費で全額かからない方への返金についてどのようにされているのかをお尋ねしたい。

→パンフレットでは一律負担と記載されているが、現状では日割り計算して請求している。

- ・重度の障がいの方も入所されているようであるが、虐待研修の他、身体拘束に関する研修等は行っているか？

→身体拘束に関する研修は行っていないが、基本的な支援についての話を盛り込んでいる。

議事(3) 令和5年度優先調達実績及び令和 6 年度優先調達方針について

(事務局説明)

- ・障害者優先調達推進法について
- ・令和5年度実績 1,983 千円:内訳はインクルーシブフェスティバル記念品、古河文学館管理業務、ぐるんぱ利用者に対する給食委託料
- ・令和6年度調達方針 目標額 2,029 千円

(委員からの主な要望や質問、意見)

・古河市は長年調達実績があり素晴らしいと感じています。インクルーシブフェスティバルでのお弁当の発注がありましたが、障がい者の関係するイベントのみでなく、ぜひたくさんある市のイベント等で優先的に発注できるような仕組みをお願いしたい。

議事(4) 令和6年度障害者虐待相談報告について

(事務局説明)

- ・障害者虐待の防止法の概要
- ・令和6年度虐待相談件数 10 件、虐待認定件数3件
- ・虐待件数の推移(全国、茨城県)

(委員からの主な要望や質問、意見)

・設置者、管理者から虐待を発見した段階ですぐに報告することが基本であるが、実際に通報が遅れるケースが多くある。県からも指導しているかと思うが私たちも認識していく必要がある。

・学校現場では、相手の方が不快と思ったらいじめや虐待になると認識して対応している。虐待に関して児童相談所や子育て包括支援課と連携して対応している。文科省としてもいじめに関しては積極的に認知してくださいとされており、認知することで、指導をして、未然に防ぐ効果が得られる。

相談通報件数が多ければいいとか、少なければいいとの問題ではなく、積極的に相談することで防止していくことが大切だと思う。

・虐待に関しては市と密に連携をとらせていただいている。近所からの通報などから、事実を確認して判断していくわけであるが、非常に虐待を認定することは難しい。保護者から暴力では、常日頃から身体の状態、服、精神状況を把握し判断していかなければならない。きめ細かな対応が必要である。基本は命を守るということで、教職員一同で迅速に対応していきたい。今後も関係機関との連携をお願いしたい。

・施設側としては、通報義務があるということを改めて認識していないと感じた。事業所の中でそれが虐待かどうかということよりも、その事実を迅速に報告することを管理者として、職場風土を作らなければならないと感じた。

・県の管理者研修でも、虐待に関しては速やかに報告する。それは虐待があったから通報するのではなく、疑いがあるものに対して報告することにより虐待を未然に防いでいくもので、管理者だけではなく、職員全員が認識していくことが必要である。

	議事(5) 令和6年度基幹相談支援センター事業報告について (事務局:基幹相談支援センター説明) ・地域の相談支援体制強化の取組み ・権利擁護・虐待の防止 ・地域生活支援拠点事業 ・令和6年度の取組みから今後に向けて (委員からの主な要望や質問、意見) ・なし。 議事(6) その他 ・なし (感想:アドバイス) 茨城県相談支援アドバイザー 筑峯学園相談支援事業所長 武田 私自体もつくば市の協議会の委員として関わっている中で、今回の協議会の議題であった「日中サービス支援型 GH の評価」については、つくば市で令和4年度から始まり、今年で3回目となったが、初年度はとても時間がかかってしまった。しかし、評価を継続していく中で事業所もより良くしようとしており、今後も継続していくことは大切なことで、何よりも利用者の方のためには大切な社会資源なので、より良くするために評価をいただければと思う。 また、基幹相談支援センターは自立支援協議会との連携、協働が必要であるので、今後も連携していただければと感じた。 次第4 開会
問 合 せ 先 (事務局)	古河市役所 福祉部 障がい福祉課 TEL 0280-92-4919
備 考	